

中国 5 県休眠預金等活用事業における伴走支援業務（島根県）に係る 企画プロポーザル実施要領

1. 概要

ふるさと島根定住財団（以下、財団）が中国 5 県休眠預金等活用コンソーシアム^{※1}の構成団体として、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）第 16 条の規定に基づき実施する中国 5 県休眠預金等活用事業のうち、島根県内の採択団体に対してプログラムオフィサーによるプロジェクト管理や社会的インパクト評価等の伴走支援業務を財団とともに実施する事業パートナーについて、提案競技を実施し、業務委託契約候補者を選定する。

※1 中国 5 県休眠預金等活用コンソーシアム <https://kyumin-chu5.npoc.or.jp/>

休眠預金等活用法に基づく事業を実施するにあたり、以下 5 団体を構成団体とするコンソーシアム。

(1)公益財団法人とっとり県民活動活性化センター (2)公益財団法人ふるさと島根定住財団

(3)NPO 法人岡山 NPO センター (4)NPO 法人ひろしま NPO センター（幹事団体） (5)NPO 法人やまぐち県民ネット 21

2. 委託業務の内容

別紙「中国 5 県休眠預金等活用事業における伴走支援業務（島根県）に係る仕様書」のとおり

3. 委託金額

委託業務にかかる委託金額は 2,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※上記の金額には、企画提案書に基づく委託業務の全て（企画内容の実施にかかる費用等）の費用を含むものとする。

※上記の金額は、提案に当たっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。

4. 応募資格

本業務委託は、参加要件は以下のすべてを満たす法人とする。

- (1) 島根県内に主たる事務所または従たる事務所のいずれかを有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。
- (2) 法人は次の各号を満たすこと。
 - ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - ②地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③国または地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - ④最近 1 事業年度の消費税および地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑤島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - ⑥島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - ⑦受託業務について、助成プログラムの企画立案、運営管理などを行う者（以下、「プログラムオフィサー」という。）として経験を有する者が在籍し、十分な業務遂行能力を有すること。
- (3) 委託業務終了までの間、財団地域活動支援課との連絡調整が随時行えると判断できる法人であること。

5. 募集に関するスケジュール等

(1) 告知開始	令和4年4月20日(水)	財団サイトでの募集開始。
(2) 質問の受付期間	令和4年4月27日(水) 12時までに【必着】	本実施要領及び仕様書に関する質問は、別紙「企画プロポーザルに関する質問書(様式1)」によりメールにて提出すること。
(3) 質問の回答日 (予定)	令和4年5月10日(火)	各参加希望者の質疑を取りまとめ、財団ホームページに掲載する。 なお、応募書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公平な審査を行うため受け付けない。
(4) 企画提案書の提出	令和4年5月13日(金) 12時までに【必着】	企画プロポーザルに応募する者は、「企画提案書」を持参又は郵送すること。
(5) 参加資格通知日 (予定)	令和4年5月18日(水)	
(6) 審査結果通知日	令和4年5月31日(火) までに発送	

6. 企画提案書の提出方法及び提出先

(1) 提出方法	持参または郵送により提出すること (FAX、E-mailでの提出は受け付けない)
(2) 提出先	(公財)ふるさと島根定住財団 地域活動支援課(担当:佐々木) 〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階

7. 企画プロポーザルに係る提出書類

(1) 企画提案書	・企画提案書には以下の項目を盛り込むこととし、4部(正1部、副3部)提出すること。 ①全体的な企画策定 ②業務スケジュール ③体制・メンバー ④財団職員の育成
(2) 見積書	・4部(正1部、副3部)提出すること。 ・見積額は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。 ・明細項目には内訳をできるだけ具体的に記載し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。
(3) 法人概要	・法人概要が分かるものを4部(正1部、副3部)提出すること。
(4) プログラムオフィサーのプロフィール	・プログラムオフィサーのプロフィールやこれまでの実績一覧を4部(正1部、副3部)提出すること。

8. 業者選定方法等

(1) 審査方法	企画提案参加者からの提案書の提出を受け、別に設置する「中国5県休眠預金等活用業務における伴走支援業務(島根県)に係る企画プロポーザル審査委員会」において、次項の審査内容に基づき書面審査を行い、最も優秀な企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定する。
----------	---

(2) 審査項目	①事業趣旨にそっている（要望理解度） ②企画内容（着実性、現実性、効果性） ③実施体制（実施メンバー、これまでの実績） ④効率性（内容と見積額のバランス） ⑤専門性（伴走支援力）
(3) 審査結果	書面審査後、各提案者に書面で通知する。

9. 契約内容等

(1) 委託期間	契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで
(2) 委託料上限額	2,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）
(3) 契約方法	委託契約候補者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。 なお、最終仕様の決定に際し、企画提案の一部を変更等する場合がある。
(4) 委託料の支払	受託者と協議のうえ支払計画書を作成し、毎月（又は四半期ごと）の分割払とする。（ひろしまNPOと要協議）
(5) 契約保証金	島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除できる場合がある
(6) 個人情報の保護	本業務の実施に当たって入手した個人情報については、公益財団法人ふるさと島根定住財団個人情報保護規程に基づき適正に取り扱うこと。
(7) 守秘義務	本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密は、コンソーシアム協定書第17条の規定を順守するとともに、他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
(8) 契約書	別途作成、提示する。

10. その他

- (1) 企画提案審査会に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何に関わらず返却しない。
- (3) 採用する企画提案書の使用権は、公益財団法人ふるさと島根定住財団に帰属する。
- (4) 受領した提出資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 財団から提供されたデータ等は、財団の許可なく当該作業以外の目的で使用してはならない。

11. 問い合わせ先

公益財団法人ふるさと島根定住財団 地域活動支援課 （担当：佐々木）

〒690-0003 松江市朝日町478-18 松江テルサ3階

電話 0852-28-0690

FAX 0852-28-0692

E-mail chiiki@teiju.or.jp